則として，指導現場に立つ全ての指導者が資格を有するよう求めることにより，指導者の質を保証する取組を促進する。

ク　国及び日体協は，地方公共団体及びスポーツ団体と連携し，運動部活動に関わる教員や外部指導員等におけるスポーツ指導者資格の保有者の増加を図り，児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるようにする。

ケ　国は，日体協や日レクをはじめ様々な団体のスポーツ指導者に関する資格取得のためのプログラムや資格取得者の活動状況について整理し，有資格者による指導の成果等を発信することにより，指導者の資格取得やステップアップを支援する。

コ　国は，地方公共団体，日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し，学校，地域，総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会を充実し，例えば，それらを掛け持つことによりフルタイムでスポーツ指導に従事できるような，スポーツ指導者が「職」として確立する環境を醸成する。

＜専門スタッフ，審判員，スポーツボランティア等＞

サ　国及び日体協は，スポーツ団体及び大学等と連携し，医療・栄養・トレーニング・心理等のスポーツ科学など専門的な知識・技術を有する人材の資質向上を促進し，アスリートの指導現場や総合型クラブ等への配置を充実することにより，アスリート等の健康管理と競技力向上を推進する。

シ　国は，日本アンチ・ドーピング機構（ＪＡＤＡ）等と連携し，国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ，必要な体制を整備することにより，ラグビーワールドカップ２０１９や２０２０年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。

ス　国は，民間事業者及び大学等と連携し，競技団体への出向期間を勤続年数に通算することや，二つ以上の機関に雇用されつつ，それぞれの機関で役割に応じた業務に従事する仕組み[*13]の活用等，スポーツ指導者が一定期間指導に専念できる配慮を行うよう所属先へ要請することなどにより職場の理解を促進する。

セ　ＪＯＣは，国及びＪＳＣの支援も活用し，ナショナルコーチアカデミーの充実，審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに，中央競技団体におけるスタッフの充実により，トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また，ＪＰＣにおいても，同様の取組を行うことについて検討を進める。

ソ　国は，スポーツ団体と連携し，大会や研修への派遣等を通じて質の高い審判員の養成を推進する。また，審判員の多くが兼職やボランティアで活動している状況を踏まえ，優れた活動を行う審判員の表彰等により所属先の理解を促進するとともに，審判員の所属先とスポーツ団体との意見交換など関係者間の審判活動に対する相互理解の促進を図る。

タ　国は，２０２０年東京大会をはじめとするスポーツイベントをスポーツボランティア普及の好機として，スポーツボランティア育成に係る大学の先進事例の形成を支援するとともに，スポーツボランティア団体間の連携を促進することにより，日常様々な場面で活躍するスポーツボランティア参画人口の増加を図る。

チ　国は，スポーツ経営人材の育成・活用のための仕組みを構築することにより，スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。

＜スポーツ推進委員等＞

ツ　国は，地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について，総合型クラブや地域のスポーツ団体等との連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実を支援することにより，地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図る。

テ　国は，地方公共団体及びスポーツ団体と連携し，研修等の海外の最先端のスポーツ政策を学ぶ機会を充実し，我が国のスポーツ施策を推進する人材の資質を向上させる。

② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

［施策目標］

住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして，総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため，クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに，総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに，地域に根ざしたクラブとして定着していくため，総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

［現状と課題］

- 平成 28 年７月現在で，総合型クラブは 3,586 クラブが，全市区町村の 80.8％に育成されており，会員数は全国で約 130 万人以上である。
- 自己財源率が 50％以下のクラブが 43.5％，ＰＤＣＡ（Plan- Do-Check-Action）サイクルが定着していないクラブの割合は 62.1％である。（平成 27 年度現在）
- 行政と連携して地域の課題解決に取り組んでいる総合型クラブの割合は 18.4％（平成 27 年度現在）。総合型クラブの認知度は 31.4％（平成 24 年度調査[*14]）である。総合型クラブが地域から求められる役割を果たし地域に定着していくことが課題となっている。
- 総合型クラブへの支援については，広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体及びクラブ間ネットワーク等が担っているが，役割分担及び連携体制等について十分に整理されてこなかったため，現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていない。
- 創設されるクラブ数の減少に伴い，支援の中心が総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援に移行してきている状況も踏まえ，各支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築等を図ることが課題となっている。

［具体的施策］

*13　「クロスアポイントメント制度」
平成 26 年 12 月 26 日経済産業省・文部科学省「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」参照
（ＵＲＬ：http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141226004/20141226004-2.pdf）

*14　（出典）笹川スポーツ財団　スポーツライフ・データ２０１２